

1.はじめに

(1) 計画策定の背景

市民バスは、平成 11 年から路線バスの廃止を受けた代替交通とスクールバスとしての役割を担いながら、移動手段を持たない高齢者等の日常生活の足を確保するために運行してきました。

現在、市内各地区から岩沼駅および市中心部への移動を主として、年間約 14 万人に利用されていますが、これまでに各地区の要望に応え、路線の見直しを行ってきたことで、路線網は市全域を網羅しているものの、複雑でわかりにくく、一便あたりの運行時間も長い状態になっています。

このことにより、必ずしも日常生活の足として使いやすいバス交通ではないことや、移動手段として自動車依存が高い状況から年々利用者数の減少傾向にあります。さらには、高齢化の進行に伴い、将来運転できない方が増加すると想定されることから、より良い交通網・交通体系の充実を図るための見直しが望まれています。

(2) 計画策定の目的

本計画は、人口減少や高齢化がさらに進展することが予想される今後に向けて、移動手段を持たない高齢者等の日常生活の足を確保しながら便利で利用しやすく、将来にわたって持続できる公共交通網の考え方を示します。さらに、鉄道、タクシー等の交通機関相互の連携を図りながら既存のバス路線の定着性を踏まえつつ、バス路線網の見直しや、利用促進などのバス交通を中心とした施策を設定し、岩沼市にふさわしい公共交通体系の実現を目指すものです。

(3) 本計画の位置づけ

岩沼市では、震災からの復興やコンパクトシティなどの暮らしやすいまちを実現していくため市としてのあるべき姿やそれに向けた取り組みを明確にした各種計画があります。

本計画は、これらの各種計画やその施策との連携・調整を図るとともに、市民バス利用実態調査におけるアンケートやヒアリング調査等により市民・地域から広く意見を求め、市民検討会の意見や関係する交通事業者の意見を踏まえながら策定しています。

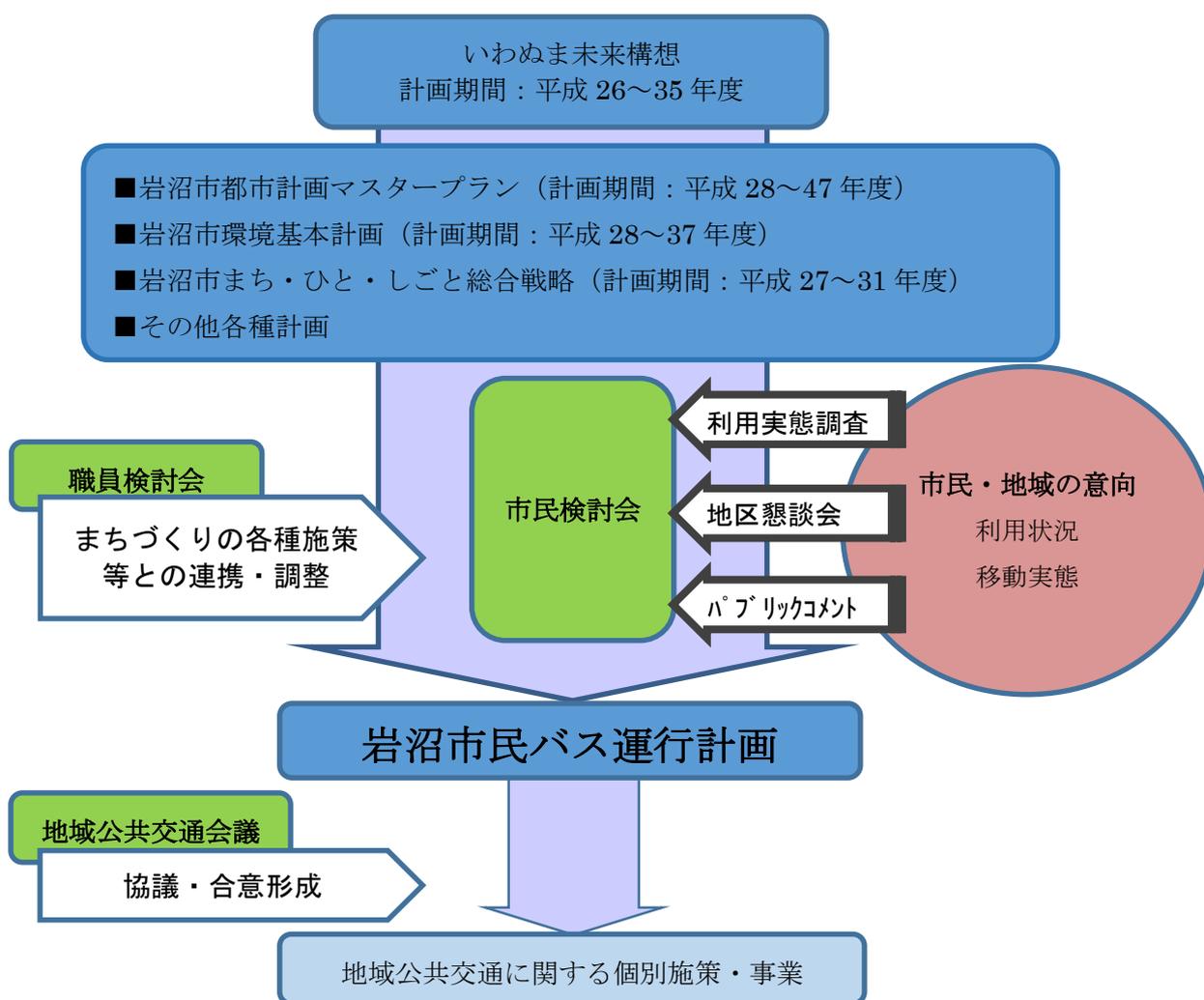


図 1.1 本計画の位置づけ

(4) 計画区域

通院や買い物などの日常生活の移動実態を考慮した交通圏を基本とし、岩沼市全域を計画区域とします。

なお、一般的な市のエリアは中央部・東部・西部の3つですが、運行計画の策定に当たっては、市民バスの路線網や市民の移動実態を加味し、エリア区分は下記のとおりとしています。

表 1.1 各エリアの該当地区

エリア	該当地区
中央エリア	中央地区／相の原地区／二木地区／桑原地区／吹上地区／里の杜地区／藤浪地区／阿武隈地区 など
西部エリア	土ヶ崎地区／朝日地区／三色吉地区／平等地区／松ヶ丘地区／たけくま地区／栄町地区 など
南長谷線エリア	大昭和地区／原地区／玉崎地区／南長谷地区／北長谷地区／根方地区 など
東部エリア	玉浦西地区／恵み野地区／押分地区の一部（西土手、南谷地周辺）／下野郷地区の一部（中条、竹の内周辺） など
空港線エリア	矢野目地区 など
大師線エリア	志賀地区、小川地区、長岡地区 など
納屋線エリア	早股地区／寺島地区／蒲崎地区／新浜地区／押分地区の一部 など

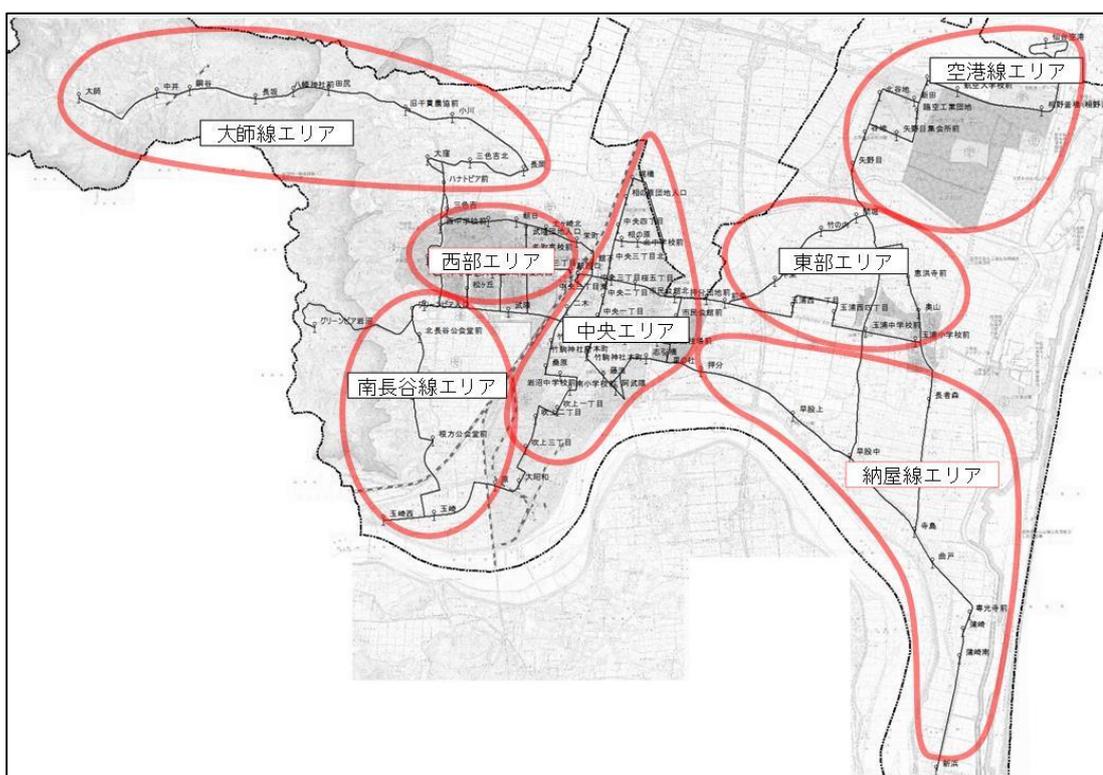


図 1.2 市民バスのエリア区分

(5) 計画期間・目標年次

本計画の計画期間は、平成 29 年度（2017 年度）から 5 年間とし、目標年次は平成 33 年度（2021 年度）とします。

本計画期間期間中においても、利用状況の把握・検証を通して目標値の達成状況等により、必要に応じて計画の見直し等を行います。